

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	366	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	バードスタジアムおもてなし向上事業補助金				
概要	市営サッカー場バードスタジアムにおいて、ガイナレ鳥取のホームゲーム実施時にサポーターのおもてなしに関連する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H24	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	ガイナレ鳥取力向上事業費					
R7予算	2,000千円					
R7予算積算根拠	対象事業費 4,000千円×1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	1,422
				R5	1	1,000
				R4	1	1,000
				R3	1	1,000
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	株式会社SC鳥取、サッカー協会				
交付要件	鳥取市営サッカー場バードスタジアムで開催されるガイナレ鳥取のホームゲーム実施時にサポーターのおもてなしに関連する事業。				
対象経費	補助対象事業の実施に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	367	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市教育福祉振興会運営費補助金				
概要	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が運営する教育文化福祉施設の運営経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費	
歳出事業名	教育福祉振興会等補助金					
R7予算	62,044千円					
R7予算 積算根拠	・教育福祉振興会運営費補助 48,606千円 ・国府町体育館運営費補助 13,438千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	61,030
				R5	1	58,586
				R4	1	57,994
				R3	1	57,680
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会				
交付要件	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が行う教育文化福祉施設の設置運営及び受託運営に要する経費。				
対象経費	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が行う教育文化施設の設置運営及び受託運営に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	54.6%
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	5
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自主財源は施設利用料が主であり、継続した施設の適切な運営管理のため、市の補助が必要。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上である。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	368	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	青少年育成鳥取市民会議運営費補助金				
概要	青少年育成鳥取市民会議の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費		
歳出事業名	青年団体育成費補助金						
R7予算	1,835千円						
R7予算 積算根拠	・各地区協議会助成金 1,170千円(30千円×39地区) ・青少年のための明るいまちづくり事業費 140千円(70千円×2地区) ・青年団体補助(青年団体活動助成) 180千円(30千円×6団体) ・作文コンクールチラシ 65千円 ・作文コンクール参加賞 80千円 ⑥青少年伝統芸能継承活動支援事業補助 200千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	2	1,900
					R5	2	1,865
					R4	1	1,575
					R3	1	1,605
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	青少年育成市民会議、青少年育成地区協議会（41地区）、青少年団体（R6年：東中サポーター）				
交付要件	青少年育成地区協議会、当該年度にモデル地区に指定された青少年育成地区協議会及び青少年団体				
対象経費	報償費、需用費、役務費、委託料、補助金、その他市長が特に必要と認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	56.6%
繰越金の有無	有

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 補助対象事業費の大半が登録団体への助成金であり、自主財源だけでは事業執行が困難となるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2_青少年育成鳥取市民会議規約の第2条に記載。

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助金の多くを占めている助成事業については、助成の件数と金額の上限の見直しを行う。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	369	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	子どもフェスティバル補助金				
概要	鳥取市子ども会連合会が実施する「子どもフェスティバル」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費	
歳出事業名	子どもフェスティバル開催運営事業費補助金					
R7予算	80千円					
R7予算積算根拠	事業費116千円 ①市補助金80千円 ②自主財源36千円 ※R5年度実績より			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	80
				R5	1	80
				R4	1	66
				R3	1	80
補助率・補助額	対象経費の10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市子ども会連合会				
交付要件	鳥取市子ども会連合会				
対象経費	子どもフェスティバルの運営に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	5
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	子どもの健全育成と福祉増進に寄与することを目的に市内全域の子どもたちを対象とした事業の補助である。

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助率の見直しを行う。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	370	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市PTA連合会補助金				
概要	鳥取市小学校PTA連合会及び鳥取市中学校PTA連合会の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	H31	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費	
歳出事業名	PTA育成費					
R7予算	200千円					
R7予算 積算根拠	小学校PTA連合会140千円、中学校PTA連合会60千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	2	200
				R5	2	200
				R4	2	200
				R3	2	200
補助率・補助額	2分の1			上限額	200千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	小学校PTA連合会・中学校PTA連合会				
交付要件	鳥取市小学校PTA連合会又は鳥取市中学校PTA連合会				
対象経費	報償費、賃金、旅費、消耗品費ほか				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	36.4%
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 市立学校PTAの連合組織の社会教育活動に対する補助であり、連合組織が同団体のみであるため。

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	同額交付が続いているため、金額を検討する
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	371	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金（協働のまちづくり一括交付助成事業）				
概要	地域運営組織が行う、地域課題の解決につながる活動や地域コミュニティの維持や活性化に向けた活動等に対する交付金。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	R1	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
歳出事業名	生涯学習推進事業費（生涯学習・スポーツ課）				
R7予算	10,181千円				
R7予算積算根拠	484,800円×21地区		過去実績	件数	決算額 (千円)
			R6 (見込)	14	6,788
			R5	13	6,303
			R4	11	5,333
			R3	7	3,394
補助率・補助額	484800		上限額	484,800千円	
特定財源	県費				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	地域運営組織				
交付要件	本交付金の交付対象となる者は、協働推進課へ申請し承認を得た地域運営組織（協働のまちづくり支援宣言を受けた組織）とする。ただし、協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を活用する場合は、組織の一部が鳥取市公民館条例施行規則第4条に定める公民館運営委員会の役割を有する者に限る。				
対象経費	報償費・謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料等（※生涯学習事業部分）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認している。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 事業費が補助金のみ、もしくは補助金が占める割合が高く、補助金がなければ生涯学習事業の実施に支障が生じるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	適正な補助上限額について検討する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	372	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0858-89-1011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金				
概要	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育施設管理費	
歳出事業名	さじアストロパーク企画イベント等事業費					
R7予算	50千円					
R7予算積算根拠	50千円×1件			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	50
				R5	1	50
				R4	1	50
				R3	1	50
補助率・補助額	対象経費の10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団				
交付要件	補助金の対象となる者は、アストロ分団とする。				
対象経費	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団が実施する行事、研修に要する経費、その他アストロ分団の運営に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告の際、相手方の収支報告に領収書等の証憑を添付				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	5
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	宇宙や科学に関する活動を通してグローバル社会を担う人材育成をおこなっている県内唯一の分団である。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	373	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市スポーツ協会運営費補助金				
概要	鳥取市スポーツ協会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費		
歳出事業名	市体育協会等運営補助金						
R7予算	17,853千円						
R7予算 積算根拠	・加盟団体育成費 1,280千円(40千円×32団体) ・県スポレク祭派遣補助 1,521千円 ・スポーツ力向上助成金 1,920千円 ・スポーツ少年団育成事業 1,590千円 ・地域スポーツ振興事業 3,914千円 ・職員人件費 6,902千円 ・スポーツ指導者登録 528千円 ・県スポーツ協会負担金 91千円 ・事務費等 107千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	1	13,450
					R5	1	12,647
					R4	1	11,872
					R3	1	11,017
補助率・補助額	対象経費の10分の10			上限額	設定なし		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市スポーツ協会
交付要件	鳥取市スポーツ協会
対象経費	スポーツ関係機関や団体等と連携して実施するスポーツに関する施策の企画及び運営に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	78.2%
繰越金の有無	有

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
02-09		効果目標の設定がある	○		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 本補助金が協会の主な収入であり、協会の円滑な運営や各事業の実施のために必要であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。補助対象経費に人件費が含まれている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	374	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市スポーツ推進委員協議会補助金				
概要	鳥取市スポーツ推進委員協議会の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	スポーツ推進委員活動費					
R7予算	640千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 640千円（スポーツ安全保険加入料、機関紙印刷製本費、通信費運搬費、全国・中国研修参加費、研修会開催費）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	640
				R5	1	640
				R4	1	640
				R3	1	640
補助率・補助額	対象経費の10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市スポーツ推進委員協議会				
交付要件	鳥取市スポーツ推進委員協議会				
対象経費	協議会の活動に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	30.1%
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	5
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 スポーツ推進員から徴収する会費だけでは協議会の運営を行うことができないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 会員数に大きな増減がない中、市民スポーツ振興への寄与のため例年同規模の研修・事業実施するため。 4-2 鳥取市スポーツ推進委員協議会規約第1条に記載されているため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	375	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市小中学生スポーツ全国大会等出場補助金				
概要	鳥取市スポーツ協会に対し、小中学生スポーツの全国大会への出場経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費
歳出事業名	小学生等スポーツ全国大会出場補助金				
R7予算	2,508千円				
R7予算 積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生スポーツ全国大会出場補助金 250人×10千円</li> <li>振込手数料 8千円</li> </ul>			過去実績	決算額 (千円)
				件数	
				R6 (見込)	251
				R5	232
				R4	153
				R3	143
補助率・補助額	対象経費の10分の10			上限額	10千円
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市スポーツ協会				
交付要件	鳥取市スポーツ協会				
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象事業に要する交通費及び宿泊費</li> <li>選手又はその所属する団体が指定する口座への振込手数料</li> </ul>				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	376	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	令和7年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会運営事業補助金				
概要	令和7年度全国高等学校総合体育大会運営に係る経費の補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費
歳出事業名	インターハイ運営事業費				
R7予算	28,320千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	・ホッケー13,350千円 ・相撲14,970千円		R6 (見込)	0	0
			R5	0	0
			R4	0	0
			R3	0	0
補助率・補助額	対象経費の3分の1		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	令和7年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会				
交付要件	令和7年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会				
対象経費	報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助及び交付金				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市実行委員会規約により「事務局を鳥取市生涯学習・スポーツ課内に置く」としている。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	令和7年度限定の補助事業。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	377	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域体育会連合会運営費補助金				
概要	鳥取市地域体育会連合会の運営補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	市体育協会等運営補助金					
R7予算	8,808千円					
R7予算積算根拠	地域体育会連合会事業 8,808千円（市民スポーツ大会参加費89,500円×44地区、地区スポーツイベント開催費70,000円×59地区、学校体育施設開放関係調整費15,000円×45地区、事務費65,000円）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	7,929
				R5	1	7,802
				R4	1	6,776
				R3	1	2,339
補助率・補助額	対象経費の10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市地域体育会連合会				
交付要件	鳥取市地域体育会連合会				
対象経費	市民相互の親睦と健全なスポーツレクリエーション活動の運営に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	87.7%
繰越金の有無	有

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 本補助金が団体の主な収入であり円滑な運営や各事業の実施のために必要であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市地域体育会連合会会則第2条に定められているため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	409	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	鳥取市青少年伝統芸能等承継活動支援事業補助金				
概要	子どもたちが地域の伝統芸能や祭りに参加する事業への支援。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	H24	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費
歳出事業名	青年団体育成費補助金				
R7予算	200千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	200千円=事業費300千円-自主財源65千円-参加者負担金35千円			R6	1 200
			R5	1 39	
			R4	0 0	
			R3	0 0	
補助率・補助額	10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市子ども会連合会				
交付要件	伝統芸能の継承・保存活動のため地域の伝統行事や祭りに参加する事業				
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用費及び賃借料、負担金（食糧費、役員報酬、接待費は対象外）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 補助金以外の財源が少なく運営困難となるため。2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助率の見直しを検討する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	コロナ禍を除き同額交付となっている。補助率見直しまたは廃止検討要す。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	429	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和6年度 当初予算	
補助金名	鳥取市体育協会運営費補助金（スポーツ表彰費）				
概要	鳥取市体育協会の活動に要する経費を補助（うち、スポーツ表彰に関する経費）				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	S45	終期	R6年度末で廃止		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	スポーツ表彰費					
R6予算	752千円					
R6予算 積算根拠	記念品：スポーツ賞…個人42人×630円、団体85人×630円・体育功労章4人×16,940円・優秀指導者賞2人×10,395円・地域体育会8団体×2,079円・スポーツ奨励賞…個人42人×630円、団体81人×630円・わかとり賞8人×7,700円・特別賞4人×10,780円 プログラム製本費144,364円、式典場借上料82,487円、消耗品費（看板、花代等）68,300円、賞状用紙2,000枚×44.5円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R5	1	745
				R4	1	636
				R3	1	640
				R2	1	457
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市体育協会				
交付要件	スポーツ関係機関・団体等との連携のもと、スポーツに関する施策の企画及び運営に関するものであること。				
対象経費	スポーツ表彰事業				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	事業報告書及び収支決算書の提出による確認。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～2-7 本補助金が表彰事業の主な収入であり、事業の実施のために必要であるため。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	令和7年度より運営費補助金のうち表彰事業部分を委託料とする。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	委託料に変更するとしても、表彰対象・数など見直し検討要す。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	430	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和6年度 当初予算		
補助金名	鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補助金				
概要	市内で開催され、麒麟のまち圏域内から参加者を募るスポーツ大会及びイベントの開催に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H2	終期	R6年度末で廃止		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費
歳出事業名	麒麟のまち交流スポーツ大会事業費				
R6 予算	2,000千円				
R6 予算 積算根拠	1件×1,000千円+2件×500千円=2,000千円				
				過去実績	件数
				R5	2
				R4	3
				R3	2
				R2	3
				決算額 (千円)	1,200
					3,500
					1,500
					2,010
補助率・補助額	5分の4				上限額
					1,000千円
特定財源	県費				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	本市に拠点を置くアマチュアスポーツ団体（要件あり）のうち申請団体				
交付要件	本市に拠点を置く次の各号のいずれかに該当するアマチュアスポーツ団体 (1)(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、(公財)鳥取県スポーツ協会、鳥取市体育協会の加盟団体、(2)全国的に組織されたスポーツ振興を主目的とする団体、その構成団体又はこれらの団体に加盟する団体、(3)大会のため組織された実行委員会で前2号のいずれかの団体を構成員に含む団体 ※審査会で内容等を審査、適当と認められる事業を補助事業選定。				
対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ※食糧費は含まないものとする。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	領収書等の写しを実績報告書に添付させ、補助対象経費を確認。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-4 すべてを対象とせず対象経費を絞っている 2-5, 2-6 参加者数に応じて上限3万円~100万円と段階的に上限を設定
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	令和6年度で終了。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に賃金が含まれている。令和6年度で終了。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	431	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	適切		予算措置	令和6年度 当初予算	
補助金名	鳥取市営サッカー場観客輸送支援事業費補助金				
概要	鳥取市営サッカー場において大規模な集客を伴うイベントの際に観客輸送のためのシャトルバス運行費を補助する。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	S22	終期	R6年度末で廃止		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	ガイナール鳥取力向上事業費					
R6 予算	756千円					
R6 予算 積算根拠	通常試合分：SC鳥取 17試合×42,000円			過去実績	件数	決算額 (千円)
	天皇杯・なでしこ：サッカー協会 1試合×42,000円			R5	1	186
				R4	1	36
				R3	0	0
				R2	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象事業を行う団体				
交付要件	鳥取市営サッカー場において、日本フットボールリーグ、日本プロフットボールリーグ、天皇杯全日本サッカー選手権大会その他大規模な集客を伴うイベントの際に、観客輸送のためのシャトルバスを運行する事業				
対象経費	観客輸送のために運行したシャトルバスの委託料又は借上料（受益者負担を除く）				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	事業報告書及び収支決算書の提出による確認。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	0
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	432	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和6年度 当初予算	
補助金名	鳥取市街なか駐車場サポーター利用促進事業補助金				
概要	ガイナレ鳥取のホームゲーム開催日の協力駐車場無料駐車サービス券の費用を補助する。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H23	終期	R6年度末で廃止		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	ガイナレ鳥取力向上事業費					
R6予算	164千円					
R6予算 積算根拠	10台×200円×6時間×17試合×8/10=163,200円				過去実績	
				件数	決算額 (千円)	
				R5	1 116	
				R4	0 0	
				R3	0 0	
				R2	0 0	
補助率・補助額	10分の8				上限額	設定なし
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	株式会社 SC鳥取				
交付要件	ガイナレ応援・駐車場無料デーのうち下記の要件のいずれも満たす場合。 (1)協力駐車場すべてを対象 (2)協力駐車場に実施日時等を事前告知(3)事前広報…事業実施日、すべての協力駐車場、無料駐車サービス配布場所・配布時間等、満車の可能性、無料駐車サービス券配布枚数に限りがあること(6)駐車券に無料駐車サービス券が交付済がわかる記載を行う(7)ガイナレ鳥取のホームゲーム開催日				
対象経費	使用料及び賃借料（1利用者につき1回6時間分の無料サービスを配布）				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	領収書等の写しを実績報告書に添付させ、補助対象経費を確認している。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 市内駐車場利用を促す動機付けのため。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	令和6年度で終了
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	令和6年度で終了